

船舶事故調査報告書

平成26年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年9月10日 09時40分ごろ
発生場所	千葉県富津市大貫漁港西方沖 富津市所在の大貫港南防波堤灯台から真方位256° 1,300m 付近 (概位 北緯35° 16.6′ 東経139° 50.0′)
事故調査の経過	平成25年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2武蔵丸、0.6トン CB3-88543（漁船登録番号）、個人所有 7.56m(Lr)×1.69m×0.50m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成1年10月 8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操船士・特殊小型船舶操船士・特定 免許登録日 平成16年7月2日 免許証交付日 平成21年3月24日 (平成26年7月1日まで有効) 乗組員A 男性 75歳 乗組員B 男性 35歳
死傷者等	重傷 2人（乗組員A及び乗組員B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、乗組員A、乗組員B及び乗組員Cが乗り組み、船長が所有するのり養殖網の係止索を締め付ける目的で大貫漁港を出港し、船長が、船尾右舷の物入れに腰を掛け、左手で船外機の操縦ハンドルを握って操船を行い、船首から順に乗組員C、乗組員A及び乗組員Bが甲板上に座り、約5ノットの速力とし、大貫漁港西方沖に設置されたのり養殖網の間を南南西進した。 本船は、船首に水面上にあるのり養殖網の係止索を船上へすくい上げる象の鼻と呼称される可倒式の器具（以下「本件器具」という。）を、船尾付近にのり養殖網の係止索を増し締めするドラム（以下「本

	<p>件ドラム」という。)をそれぞれ備えていた。</p> <p>船長は、のり養殖網の係止索が全て締められているものと思い、本件器具を海面へ降ろし、海面上にあるのり養殖網の係止索の見張りを行わずに航行した。</p> <p>本船は、平成25年9月10日09時40分ごろ、「大貫港南防波堤灯台から真方位256°1,300m付近ののり養殖網」（以下「本件養殖網」という。）の係止索の1本（以下「本件ロープ」という。）を本件器具によってすくい上げ、本件ロープが舷縁頂板上を船首から船尾方へ移動し、乗組員Cは本件ロープに気付いて避けたものの、乗組員A及び乗組員Bは、船尾方へなぎ倒され、本件ドラムにそれぞれ頭部が当たって負傷した。</p> <p>船長は、本件ロープが接近してくることを認め、機関を中立とした後、接近して来る本件ロープを手で後方へ払い、本件ロープ及び乗組員の状況を確認した。</p> <p>船長は、本件養殖網から本件ロープが緩んだ状態で伸びていることを認め、本件器具が本件ロープをすくい上げたことを知った。</p> <p>負傷した乗組員A及び乗組員Bは、本船によって大貫漁港へ搬送され、救急車に引き継がれ、病院で診察を受け、乗組員Aが外傷性くも膜下出血、脳挫傷、頭蓋骨骨折等と、乗組員Bが頭部打撲等とそれぞれ診断されて入院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約3m/s、視程 約20km</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約50年ののり養殖漁業の経験があり、のり養殖網の係止索が緊張して取り付けられていることを知っており、本船がのり養殖網のブイから50mの距離を隔てて通航すれば、のり養殖網の係止索をすくい上げることはないものと思い、約15年前から本件器具を海面へ降ろして航行していた。</p> <p>本件器具は、海面へ降ろせば、先端が海面下約40cmに達していた。</p> <p>のり養殖網は、長辺が約126m、短辺が約49mの長方形の区画に設置されており、黒色7寸大のブイが設置されて浮力が確保され、係止索が各長辺に7本及び各短辺に3本結ばれて緊張した状態で海底に突き刺した杭に繋がられていた。</p> <p>本件養殖網は、船長の所有ではなかった。</p> <p>本件ロープは、直径約18mm、長さ70mであり、クレモナ製で水に浮くものであった。</p> <p>本件ロープは、本事故当時、緩んでいたが、本件養殖網の東側短辺に取り付けられていた他の2本の係止索は締められていた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>本船は、大貫漁港西方沖に設置されたのり養殖網の間を南南西進中、船長が、のり養殖網の係止索が締められているものと思い、本件器具を海面へ降ろして航行し、海面上にあるのり養殖網の係止索の見張りを行っていなかったことから、本件ロープを本件器具によって船上へすくい上げ、本件ロープが舷縁頂板上を船尾方へ移動して乗組員A及び乗組員Bをなぎ倒し、両人の頭部が本件ドラムに当たり、両人が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大貫漁港西方沖に設置されたのり養殖網の間を南南西進中、船長が、のり養殖網の係止索が締められているものと思い、本件器具を海面へ降ろして航行し、海面上にあるのり養殖網の係止索の見張りを行っていなかったため、本件ロープを本件器具によって船上へすくい上げ、本件ロープが舷縁頂板上を船尾方へ移動して乗組員A及び乗組員Bをなぎ倒し、両人の頭部が本件ドラムに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中は、海面にある障害物の見張りも行うこと。 ・ 航行中は、航行の支障となる器具を船外へ出しておかないこと。